

＜問題 1＞（配点：1）

本邦にある大学Xは、輸出令別表第1の9の項（1）に該当する新型の無線機2台をアルゼンチンにある大学Yへ輸出する契約を結んだ。当該無線機は告示貨物で、1台55万円である。この場合における輸出令第4条第1項第四号の説明として、AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A この輸出契約が、無償の贈与契約の場合、総価額は0円になるので、少額特例を適用できる。
- B この輸出契約の総価額が100万円以下であれば少額特例を適用できる。しかし、総価額は110万円であるので、少額特例は適用できない。
- C この輸出契約の総価額が5万円以下であれば少額特例を適用できる。しかし、総価額は110万円なので、少額特例を適用できない。
- D 仕向地がアルゼンチンであるので、この輸出契約の総価額がいくらであっても、輸出令第4条第1項第三号のいずれの場合にも該当しないときでなければ、少額特例を適用できない。
- E この場合、輸出申告を1台毎に、2回に分ければ、総価額が100万円以下になるので、少額特例は適用できる。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

4. 4個

5. 5個

＜問題 2＞（配点：1）

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 核兵器等開発等省令第二号中の「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う」と第三号中の「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行った」における「需要者が行う」及び「需要者が行った」に係る解釈は、運用通達で定められている。
- B 核兵器等開発等省令第一号中の「(当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなときを除く。)」の規定を受け、「明らかなとき」を確実に判断するために、利用することが推奨されているのは『輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン』のことである。
- C 核兵器等開発等告示第二号及び第三号（当該技術を「利用する者」に係る要件）に関連し、取引を行おうとする者が入手した文書等の範囲を定めているものは、同告示別表であり、その第二号は「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に関する規定である。
- D 輸出令第4条第1項第三号及び第14条における「核兵器等」の意味は、「外国向け仮陸揚げ貨物」の特例を定める同令第4条第1項第一号イで規定されており、その意味は「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの」である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題3>（配点：1）

本邦にあるメーカーが行うAからEまでの役務提供のうち、個別の役務取引許可の申請窓口（許可事務）が経済産業省安全保障貿易審査課になるものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為令別表の6の項に該当する技術で、提出書類通達の別表2の付表1及び別表2の付表2に掲げる技術ではない技術を本邦にある大学に通う英国人留学生で、特定類型②に該当する者に提供する場合
- B 外為令別表の5から13の項に該当する技術で、提出書類通達の別表2の付表1に掲げる技術を中国にある自社の子会社に提供する場合
- C 外為令別表の15の項に該当する技術をインドにある自社の子会社に提供する場合
- D 外為令別表の14の項に該当する技術をチェコにある自社の子会社に提供する場合
- E 外為令別表の15の項に該当する技術を米国にある自社の子会社に提供する場合

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

＜問題４＞（配点：１）

AからEまでのうち、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるものはいくつあるか、後記１から５までの中から１つ選びなさい。なお、返送に係る輸出については考慮しないものとします。

- A ポーランドにある警察向けに輸出令別表第１の１の項（１１）に該当する軍用ヘルメットを輸出する場合
- B イランにあるメーカー向けに輸出令別表第１の６の項（１）に該当する軸受を輸出する場合
- C アフガニスタンにあるメーカー向けに輸出令別表第１の９の項（７）に該当する暗号装置を輸出する場合
- D ハンガリーにあるメーカー向けに輸出令別表第１の１６の項に該当する直流電源装置を輸出する場合
- E 韓国にあるメーカー向けに輸出令別表第１の１４の項（７）に該当するロボットを輸出する場合

１． １個

２． ２個

３． ３個

４． ４個

５． ５個

＜問題5＞（配点：1）

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法等遵守事項では、「通関時の事故が発生した場合には、税関長に報告すること」と規定されている。
- B 外為法等遵守事項では、「該非判定に関して手続を明確にし、実施すること」と規定されている。
- C 外為法等遵守事項では、「用途及び需要者等を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと」と規定されている。
- D 外為法等遵守事項では、「子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うよう努めること」と規定されている。
- E 外為法等遵守事項では、「すべての輸出関連書類等に事実を正確に記載し、又は記録するよう努めること」と規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

＜問題6＞（配点：1）

包括許可取扱要領の別表4の左欄の（8）の（表1）について、AからEまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項（2）に該当する技術をポーランドにあるメーカーに提供する際、「その他の軍事用途」に「利用される場合」、特別一般包括役務取引許可は、失効する。
- B 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項（2）に該当する技術をアルゼンチンにあるメーカーに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用される場合」、特別一般包括役務取引許可は、失効する。
- C 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項（2）に該当する技術を中国にあるメーカーに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用されるおそれがある場合」、特別一般包括役務取引許可は、失効する。
- D 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項（2）に該当する技術をインドにあるメーカーに提供する際、「その他の軍事用途」に「利用される疑いがある場合」、特別一般包括役務取引許可は、失効する。
- E 特別一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項（2）に該当する技術をタイにあるメーカーに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用される疑いがある場合」、特別一般包括役務取引許可は、失効する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題7>（配点：1）

以下は包括許可取扱要領の抜粋である。（A）と（B）にあてはまるものを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

（参考・抜粋）包括許可取扱要領Ⅱの4

4 特別一般包括許可の範囲

（1）特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、（A）若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、（B）に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

1. （A）輸出令別表第3 （B）輸出令別表第3の2
2. （A）輸出令別表第3の2 （B）輸出令別表第3の3
3. （A）輸出令別表第2の4 （B）輸出令別表第3の2
4. （A）輸出令別表第3の2 （B）輸出令別表第2の4
5. （A）輸出令別表第3の3 （B）輸出令別表第2の4

<問題8>（配点：1）

以下の（A）から（D）までに当てはまる、正しい用語の組み合わせを後記1から5までの中から1つ選びなさい。

（参考・抜粋）運用通達1－1（7）（イ）

ただし、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物であつても、他の貨物の部分をなしているもの（ただし、輸出令別表第1の8の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第7条において「（A）内蔵されたもの」とされている場合を除く。）であつて、当該他の貨物の（B）となっていない又は当該他の貨物と分離しがたいと判断されるものは、以下の場合を除き、輸出令別表第1の1から15までの項の中欄に掲げる貨物のいずれにも該当しないものとして扱う。

- ① 輸出令別表第1の（C）の項（3）若しくは（13）に掲げる貨物、又は、2の項（3）に掲げる貨物であつて貨物等省令第1条第三号に該当するもの若しくは4の項（6）に掲げる貨物であつて貨物等省令第3条第七号に該当するものが、当該他の貨物に（D）場合（以下省略）

1. （A）他の装置に（B）主要な要素（C）1（D）混合されている
2. （A）他の貨物に（B）重要な要素（C）2（D）含まれる
3. （A）他の貨物に（B）主要な要素（C）3（D）混合されている
4. （A）他の貨物に（B）重要な部分（C）1（D）含まれる
5. （A）他の装置に（B）主要な要素（C）1（D）含まれる

＜問題9＞（配点：1）

AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある大学の教授Xは、来月、外国ユーザーリストに掲載されている大学（懸念区分はミサイル）の教授Yと電話にて、外為令別表の16の項に該当する人造黒鉛（懸念される用途は、核兵器、ミサイル）の製造技術について説明する予定である。キャッチオール規制では口頭での提供は規制されていないため、電話による説明は教授Yの研究目的が不明であっても、役務取引許可を取得する必要はない。
- B 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項（1）に該当する技術αを横須賀にある在日米軍に提供する予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可の取得が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXでは、イギリスにあるY社との技術提携契約に基づき、Y社の技術担当者を自社の研修施設に研修生として受け入れる予定である。このY社の技術担当者が居住者となる6か月を経過してからリスト規制該当技術を提供するのであれば、役務取引許可を取得する必要はない。
- D 本邦にあるメーカーXの技術担当者は、開発中の外為令別表の9の項に該当する装置の設計図面αが完成したので、上司である技術課長に報告することにした。メールに設計図面αを添付して報告したが、技術課長は中国に出張中だったため中国にてメールを受け取った。この場合、役務取引許可を取得する必要はない。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 10> (配点：1)

以下は、遵守基準省令第1条第二号チの規定である。(A) 及び (B) にあてはまる用語を後記1から5までの中から1つ選びなさい。

(参考条文・抜粋) 遵守基準省令第1条第二号チ

チ (A) が輸出者等の特定重要貨物等の輸出等の業務に関わる場合には、当該業務を適正に実施させるため、当該 (A) に対する指導及び研修並びに当該 (A) の業務体制及び業務内容の確認（以下「指導等」という。）を行う体制及び手続を定め、当該手続に従って定期的に当該指導等を (B)。

1. (A) 関係会社 (B) 行うこと
2. (A) 関係会社 (B) 行うよう努めること
3. (A) 代理人 (B) 行うこと
4. (A) 子会社 (B) 行うよう努めること
5. (A) 子会社 (B) 行うこと

<問題 1 1> (配点：1)

AからDまでのうち、貿易外省令第9条第2項に係る特例（以下、「当該特例」という。）に関し、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXと米国にあるメーカーYとの特許紛争において、メーカーXが米国の裁判所に自社で保有する外為令別表の9の項に該当する技術情報を提示することが必要となった。メーカーXが裁判上の和解をするために提示し、公開されない場合でも当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可の取得は不要である。
- B 不特定多数の者が制限なく無償でアクセスできる米国のサイトに外為令別表の1の項に該当する技術が掲載されていた。本邦にあるメーカーXは、その技術をダウンロードして、ドイツ軍の研究所に提供することにした。この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可の取得は不要である。
- C 米国の有力顧客が本邦にあるメーカーXの生産工場を見学したいと言ってきた。有力顧客であるため、一般に開放している見学コースではなく、その有力顧客向けの特別な見学コースを設定して見学させることにした。当該見学コースは外為令別表の7の項に該当する集積回路の製造技術ラインである。この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可の取得は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の7の項に該当するプログラムであって、ソースコードがWEBで公開されているものをオブジェクトコード（機械語）に変換して、シンガポールの顧客に電子メールで送信することにした。この場合、当該特例が適用できるので、メーカーXは、役務取引許可の取得は不要である。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

＜問題 1 2＞（配点：1）

AからDまでのうち、無償告示について、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、1年前にイラクにある国連事務所に個別の輸出許可を取得して、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する無線通信装置(1台・総価額120万円)を輸出した。当該無線通信装置が故障したので、本邦にあるメーカーXに戻して、修理を行い、イラクに再輸出する場合、無償告示第一号1は適用できないので、あらためて個別の輸出許可が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、3ヵ月前に、輸出令別表第1の7の項(16)に該当する半導体製造装置1台を、米国にあるメーカーY向けに、個別の輸出許可を取得して輸出した。その後、メーカーYから半導体製造装置内部に故障ありとの連絡を受け、1ヵ月前に当該半導体製造装置を本邦に輸入し、故障を無償修理した。修理した当該半導体装置は輸出時と仕様に変更はなく、メーカーXは、運送費用350万円を負担することになっている。メーカーXが、米国にあるメーカーYに再輸出する場合、無償告示第一号1が適用できる。
- C 本邦にあるメーカーXは、1年前にオーストラリアにある金採掘会社Yに個別の輸出許可を取得して、輸出令別表第1の1の項(2)に該当する産業用発破器100セットを輸出した。当該産業用発破器が全て不良品だったので、本邦にあるメーカーXに戻して、新品に交換し、オーストラリアに再輸出する場合、無償告示第一号1が適用できる。
- D 本邦にあるメーカーXは、1年前に、輸出令別表第1の7の項(6)に該当する太陽電池セル100個(告示貨物ではない。総価額は50万円。)を少額特例を適用して、オーストラリアにあるメーカーYに輸出した。その後、故障した当該セル5個がメーカーYから返送され、先週、メーカーXが本邦に輸入した。メーカーXは同一同種の当該セル5個を交換品として、オーストラリアにあるメーカーY向けに無償告示第一号1を適用して、再輸出できる。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題 13> (配点：1)

AからDまでのうち、貿易外省令第9条第2項について、正しい説明はいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが実施する工場見学は、インターネットで事前申し込みがあれば、誰でも見学できる。工場見学コースには、外為令別表の6の項(1)に該当する技術がある。先月、近隣の大学から合計10名の学生の見学申し込みがあり、その学生の中に、来日から3ヵ月のネパール人が1名及び特定類型②に該当するスペイン人1名を含むとの連絡を受けている。来週、この10名向けに工場見学を実施するが、この場合、本邦にあるメーカーXは、貿易外省令第9条第2項第九号を適用して、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、ドイツにあるメーカーYの子会社である。親会社のメーカーYが、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械をドイツから韓国にあるメーカーZに輸出し、メーカーXは、技術者を韓国に派遣し、当該工作機械の据付、操作、保守に関する必要最小限の技術を韓国のメーカーZに提供する。この場合、本邦にあるメーカーXは、貿易外省令第9条第2項第十二号を適用して、役務取引許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項(1)に該当する天体観測用プログラムαを個別の役務取引許可を取得して、マルタにある研究所向けに納品した。その後、当該研究所の要請に基づき、プログラムαにCMOSカメラが接続できるように追加修正する契約を締結し、修正したプログラムαを当該研究所に納品する。この場合、本邦にあるメーカーXは、貿易外省令第9条第2項第十四号ニを適用して、役務取引許可は不要である。
- D 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の2の項(12)に該当するNC工作機械を、個別の輸出許可を取得して、タイにある日系企業Yに輸出する。同時に提供する当該工作機械を使用するための汎用のNCプログラムαは、外為令別表の2の項(2)に該当するが、オブジェクトコードで提供するので、この場合、メーカーXは、貿易外省令第9条第2項第十四号ハを適用して、役務取引許可は不要である。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

<問題 1 4> (配点： 1)

本邦にあるメーカー X が輸出令別表第 1 の 6 の項 (7) 1 に該当するロボット (1 台) について、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して輸出する際、A から E までの経由地及び仕向地の組み合わせのうち、当該包括許可が適用できないものはいくつあるか後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

	経由地	仕向地
A	英国	アフガニスタン
B	チェコ	中央アフリカ
C	イラク	スペイン
D	ドイツ	イラン
E	イラン	イラク

1. 1 個
2. 2 個
3. 3 個
4. 4 個
5. 5 個

<問題 15> (配点：1)

AからDまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までのの中から1つ選びなさい。なお、本邦にあるメーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得している。

- A 本邦にあるメーカーXは、韓国（い地域①）にあるメーカーYから輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第1号に該当するシアニ化ナトリウムを1契約で、メッキ用に60キログラムを受注した。この場合、メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出できる。
- B 本邦にあるメーカーXは、中国（は地域②（ち地域を除く））にあるメーカーYから輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第1号に該当するシアニ化ナトリウムを1契約で、メッキ用に60キログラムを受注した。メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているが、輸出申告を20キログラム丁度の3回に分けて行えば、当該包括許可を適用して輸出できる。
- C 本邦にあるメーカーXは、タイ（は地域②（ち地域を除く））にあるメーカーYから輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第1号に該当するシアニ化ナトリウムを1契約で、メッキ用に60キログラムを受注した。メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているが、輸出申告は、契約時の受注量で行うので、当該包括許可を適用して輸出できない。よって、個別の輸出許可申請が必要になる。
- D 本邦にあるメーカーXは、南スーダン（ち地域）にあるメーカーYから輸出令別表第1の3の項（1）、貨物等省令第2条第1項第1号に該当するシアニ化ナトリウムを1契約で、メッキ用に10キログラムを受注した。メーカーXは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得しているが、当該包括許可を適用して輸出できない。よって、個別の輸出許可申請が必要になる。

1. 0個
2. 1個
3. 2個
4. 3個
5. 4個

(参考条文・抜粋) 包括許可取扱要領 別表A [3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般 一般	特定	特定	特定	-
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	特別一般	-

<問題 16> (配点：1)

本邦にある貿易会社Xが、AからDまでの輸出契約を締結した場合、キャッチオール規制に関する輸出許可申請が必要な場合はいくつあるか後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A チタン合金10トン(輸出令別表第1の16の項に該当)を台湾にあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社において、当該チタン合金は発電用の加圧水型軽水炉の製造に用いられることが判明している。
- B チタン合金10トン(輸出令別表第1の16の項に該当)をパキスタンにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社から、当該チタン合金を用いて、重水の製造に用いると連絡を受けた。
- C チタン合金10トン(輸出令別表第1の16の項に該当)をタイにあるY社に輸出する契約を結んだ。Y社からは、タイ軍の委託を受け、当該チタン合金を用いて、航続距離が10キロメートルの農業用の無人航空機の製造に用いると連絡を受けた。
- D チタン合金10トン(輸出令別表第1の16の項に該当)をレバノンにあるY社に提供する契約を結んだ。Y社から、当該チタン合金を用いて、狩猟用の空気銃の製造に用いると電子メールで連絡を受けた。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 17> (配点：1)

AからEまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から5までのの中から1つ選びなさい。

- A 「輸出」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- B 「輸出の時点」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- C 「居住者」の定義は、外為法第6条で規定されている。
- D 「提供」の解釈は、役務通達で規定されている。
- E 「特定類型」の定義は、外為法第6条で規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 5個

<問題 18> (配点：1)

防衛装備移転三原則（三原則）及び防衛装備移転三原則の運用指針（運用指針）に関する説明につき、AからDまでのうち、正しいものはいくつあるか、後記1から5までの中から1つ選びなさい。

- A 三原則において「防衛装備」とは武器及び武器技術をいうが、三原則において「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう。
- B 三原則では、「防衛装備の海外移転の管理を行った上で、官民一体となって防衛装備の海外移転を進める」旨の記述がある。
- C 運用指針に規定されている「米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転」には、国際共同開発・生産のパートナー国以外の国に対する役務の提供も含まれる。
- D 運用指針は、安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて、速やかに改正の可否について検討を行った上で、時宜を得た形で改正を行うこととしており、経済産業省が内閣官房、外務省及び防衛省と協議して案を作成し、国家安全保障会議で決定する。

- 1. 0個
- 2. 1個
- 3. 2個
- 4. 3個
- 5. 4個

<問題 19> (配点 : 1)

米国輸出管理規則 (EAR) の Unverified List (略称 : UVL) に関する記述について、正しいものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 規制品目リスト (Commerce Control List) 掲載品目の UVL 掲載者への再輸出は、BIS の許可が必要である。
- B UVL 掲載者への再輸出については許可例外を適用できない。
- C UVL 掲載者への再輸出につき許可不要な場合でも、再輸出先の当該 UVL 掲載者から事前に EAR に基づく UVL 誓約書 (UVL Statement) を取得し、保存する必要がある。
- D EAR99 の UVL 掲載者への再輸出は、BIS の許可が必要である。
- E UVL は米国の国家安全保障又は外交政策に反する行為を行った者のリストである。

- 1. A ・ B
- 2. B ・ C
- 3. C ・ D
- 4. D ・ E
- 5. E ・ A

<問題 20> (配点：1)

米国輸出管理規則(EAR)の規制に関する記述について、正しいものの組み合わせを後記 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

- A キューバはテロ支援国(E:1 グループ国)ではないので、キューバへの EAR99 の再輸出は原則として BIS の許可は不要である。
- B EAR746 章附則 7 掲載品目(イランの無人航空機(UAV)製造に重要な品目等のリスト)であっても、EAR99 にあたる品目である場合のイラン向け再輸出は、BIS の許可は不要である。
- C シリア向けの EAR99 の再輸出は、原則として BIS の許可が必要である。
- D イラン向け再輸出の場合に適用可能な許可例外はない。
- E 日本からイランへ出荷する日本原産品目に米国原産品目が組み込まれている場合に EAR 対象品目になるかどうかについてのデミニミスルールの比率計算において、組み込まれている EAR99 を分子に含める必要がある。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

＜問題 2 1＞（配点：2）

米国輸出管理規則 (EAR) の許可例外に関する記述として、誤っている説明を後記 1 から 5 までの中から全て選びなさい。

1. 米国原産部品 A を組み込んでいる、デミニミス・ルールが適用可能な日本製の製品 B (組込比率 5%) をキューバ向けに再輸出する予定である。部品 A に不具合があった場合のために、予備部品として 3 個の部品 A を製品 B に同梱する予定である。部品 A の 3 個の価格は本体価格の 10% 以下なので、許可例外 APR を適用して米国政府の許可を取得することなく再輸出できると判断した。
2. 規制品目リスト (CCL) に許可例外 TSR が適用可と規定されている米国原産のソフトウェアを、B 国群である台湾に再輸出する予定である。許可例外 TSR で取得が義務づけられている確約書を荷受人から取得したので、許可例外 TSR が適用できると判断した。
3. 地域安定 (RS) 規制の理由で規制されている貨物を台湾 (A:6 国群、B 国群、D:3 国群) 向けに再輸出する予定である。許可例外 STA の「許可例外 STA 適用上の制限」及び「600 番台品目への許可例外 STA 適用における制限事項」で規定されている制限に該当しないことを確認できたため、当該貨物の ECCN 及び許可例外 STA を適用した再輸出であることを書面で荷受人に通知すると共に、許可例外 STA で規定されている誓約書を荷受人から取得したので、許可例外 STA が適用できると判断した。
4. 許可例外 LVS は、B 国群向けの少額貨物の輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否及び限度額が規制品目毎に規定されており、同一の ECCN の貨物を同一の荷受人に対して輸出・再輸出する場合には年間輸出額が限度額の 12 倍を超えてはならないと規定されている。
5. UAE (D:3 及び D:4 国群) にある日本企業の現地法人向けに、3A090 に分類される米国原産の GPU を再輸出する予定である。用途がゲーミング・パソコン用であり、許可例外 NAC の要件を満たしていることを確認した。この場合、許可例外 NAC を適用して再輸出する 25 日前までに米国政府に通知する必要があると判断した。

＜問題 2 2＞（配点：2）

後記 1 から 5 までの中から、誤っている説明を全て選びなさい。

1. 本邦にあるメーカー X は、本邦では技術者が採用できなかったのに、インドで、インド人技術者 A を 2024 年 4 月 1 日から雇用した。インド人技術者 A は、インド国内にある自宅で勤務し、成果物としてのプログラムを毎週インターネットにより、メーカー X に納品している。この場合、インド人技術者 A は、2024 年 4 月 1 日から「居住者」として取り扱われる。
2. 上記 1 のインド人技術者 A に、本邦にあるメーカー X が外為令別表の 9 の項（1）に該当する暗号プログラムを提供する場合、役務取引許可は不要である。
3. 本邦にあるメーカー M は、外為令別表の 9 の項（1）に該当する暗号プログラムをフランスにあるメーカー M の現地法人 N に提供する場合、役務取引許可が必要であるが、メーカー M のロンドン支店に提供する場合、役務取引許可は不要である。
4. 本邦にあるメーカー P は、外為令別表の 9 の項（1）に該当する暗号プログラムを在日米軍横田基地に来月、提供する予定である。在日米軍は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令」により、役務取引許可は免除されているので、メーカー P は、役務取引許可は不要である。
5. 本邦にあるメーカー Q は、外為令別表の 9 の項（1）に該当する暗号プログラムを本邦にある国際原子力機関に提供する予定である。本邦にある国際原子力機関は、居住者として取り扱われるので、役務取引許可は不要である。

＜問題 2 3＞（配点：2）

後記 1 から 5 までの中から、特定類型について正しい説明を全て選びなさい。
なお、問題文にない事実は考慮しないものとします。

1. 本邦にある貿易会社 X の社員 A は、会社の許可を得て、副業を行っている。
社員 A が、アメリカにあるメーカー Y のプログラマーとして雇用されている場合、社員 A は、特定類型①にあたる。なお、貿易会社 X とメーカー Y に資本関係は一切ない。
2. 本邦にある貿易会社 X の社員 A は、会社の許可を得て、副業を行っている。
社員 A が、アメリカ政府により金融行政の調査員として雇用されている場合、社員 A は、特定類型①にあたる。
3. 本邦にある貿易会社 X の社員 A は、会社の許可を得て、副業を行っている。
社員 A が、アメリカにあるメーカー Y のプログラマーとして雇用されている場合、社員 A は、特定類型①にあたる。なお、メーカー Y は、貿易会社 X の 100% 子会社である。
4. 来日から 1 ヶ月経過したタイ人留学生 A は、数学の能力が優れていることから、タイ政府から留学資金の全額の給付を受けている。このタイ人留学生 A は、特定類型②にあたる。
5. 本邦にある貿易会社 X の社員 A は、会社の許可を得て、副業を行っている。
社員 A が、フランス政府により半導体研究の研究員として雇用されている場合、社員 A は、特定類型②にあたる。

<問題 2 4> (配点 : 2)

米国にあるM社は輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する武器を英国にあるN社に輸出した。本邦にあるX社は、M社からN社への輸出案件成立のため、M社とN社を引き合わせた他、様々な取次を行い、融資や輸送の手配も行った。この場合、X社の外為法第 2 5 条第 4 項に基づく仲介貿易取引許可の可否に関する記述のうち、正しいものを後記 1 から 5 までの中から全て選びなさい。

1. X社は、例外なく常に仲介貿易取引許可が必要である。
2. X社が自ら物流会社と契約して米国から英国への輸送のみを行う場合、X社は仲介貿易取引許可が必要である。
3. 取次先の国が英国ではなく国連武器禁輸国（輸出令別表第 3 の 2 に掲げる国）の場合、X社は仲介貿易取引許可が必要である。
4. X社が取次に当たって、手数料を受け取っていた場合、仲介貿易取引許可が必要である。
5. X社は仲介貿易取引許可不要である。

<問題 25> (配点：2)

後記 1 から 5 までの中から、正しい説明を全て選びなさい。

1. 外為法第 55 条の 10 第 1 項中の「経済産業省令」とは、「輸出者等遵守基準を定める省令」(遵守基準省令) のことである。
2. 外為令第 17 条第 3 項第二号中の「経済産業省令」とは、「仲介貿易おそれ省令」である。
3. 外為法第 69 条の 6 第 2 項第一号に規定する「政令」とは、「輸出貿易管理令」のことである。
4. 輸出令第 4 条第 1 項第三号イ中の「経済産業省令」とは、「通常兵器開発等省令」のことである。
5. 外為法第 69 条の 6 第 2 項第二号に規定する「政令」とは、「外国為替令」のことである。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
輸出規則	輸出貿易管理規則
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
無償告示	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
役務通達	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
少額特例	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第四号で規定されている特例
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙 1）

運用通達の10%ルール	「輸出貿易管理令の運用について」1-1(7)(イ)
輸出令別表第2の4	アラブ首長国連邦、アルメニア、シリア、ウズベキスタン
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物